

富士市教育委員会 9月

定例会
臨時会

会議録
(令和6年)

開催日

令和6年9月20日 金曜日
開会 13時30分
閉会 14時22分

会議場

富士市立中央図書館
2階視聴覚室

出席委員の氏名

教育長	森田嘉幸	委員	塩谷知一
教育長職務代理者	和久田恵子	委員	保科悦久
委員	松田靖子		

出席職員等の氏名

教育次長	味岡俊雄	教育研修・特別支援教育センター所長	檜木小重美
教育総務課長	佐野睦昭	青少年相談センター所長	田中亘
学校教育課長	若田泰一	博物館長	石川武男
学務課長	鈴木秀江	教育総務課調整主幹	小長谷聡
社会教育課長	吉田和洋	教育総務課参事補	吉村直也
文化財課長	植松良夫	教育総務課主幹	遠藤綱輝
中央図書館長	桑原正壽	教育総務課指導主事	瀧南
富士市立高等学校事務長	榎俊英	教育総務課指導主事	遠藤真輝
富士市立高等学校副校長	飯嶋雄三	傍聴人	なし

議題（動議）及び議事の概要

（議案）

議第36号 令和7年度富士市立高等学校入学者選抜実施要領の制定
について

議第37号 富士市立田子浦中学校学校運営協議会委員の補欠委員の
委嘱について

議第38号 富士市学校結核対策委員会委員の補欠委員の委嘱について

（報告）

議第8号 令和5年度富士市教育長表彰受賞者の追加決定について

作成者 遠藤真輝

署名人

「開会」

教育長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから教育委員会会議、9月定例会を開会致します。

「会議録の承認」

教育長

会議に入る前に、前回の8月定例会、会議録の承認を行います。会議録については、既にお目通しのことと思います。前回の会議録を原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、原案のとおり承認することといたします。

「教育次長の報告要旨」

教育長

続きまして、教育次長から報告等がありましたら、お願いします。

教育次長

富士市議会9月定例会が9月10日に開催されました。9月12日、13日の2日間で令和5年度の決算認定に係る予算決算委員会の産業教育分科会が開催されました。その中で、教育委員会の昨年度の事務事業について審議された結果、認定をされました。

また、一般質問の通告が本日の正午で締め切られまして、現在のところ、教育委員会関係では、5人の方から6件の質問が通告されております。これらの質問に対する答弁要旨につきましては、来月の教育委員会会議で資料提供させていただきますので、よろしくをお願いします。以上です。

「議事の概要」

教育長

これより、議事に入ります。本日は議決案件3件と報告事項1件が提案されておりますので、審議をお願いいたします。本日の定例会の会議録の署名人を指名いたします。塩谷知一委員と保科悦久委員をお願いします。

それでは、審議に移って参りたいと思います。初めに、議第36号「令和7年度富士市立高等学校入学者選抜実施要領の制定について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いします。

教育総務課長

（議第36号 令和7年度富士市立高等学校入学者選抜実施要領の制定について説明する）

教育長

これより、議第36号案に対する質疑を行います。いかがでしょうか。

塩谷委員

実施要領の、3ページ目の「5 県外（海外を含む。）からの志願」の項目のところで、下から3行目にある要件の1つに「保護監督責任者がいること」とあります。この保護監督責任者というのはどのような方が当たるのかという説明は、この実施要領の中にはないと思うのですが、どこかに記載があるのでしょうか。

富士市立高校副校長

今、質問にありました保護監督責任者は、特に具体的な記載はこの要領の中にはありません。想定としては、本校には野球部とサッカー部に寮がありますので、そちらの寮施設と寮監をイメージしております。

塩谷委員

参考資料にある「令和6年度入試実施要領からの主な変更点」では、(2)の②で保護監督者に※を付し、寮施設／寮担当教員を指すと説明がされているのですが、要領の中にもどこかに書いておかないと、どういう人がこれに当たるのか、自分がそもそも志願できるのかできないのかといった判断がつかないのではないかと思います。どこかにその説明を注釈で入れておいた方が丁寧かと思ったのですが、その点はいかがでしょうか。

教育総務課長

従来は、今回提出した案のとおり実施要領に掲載させていただきましたが、なるべく分かりやすくという御指摘がございましたので、学校の方とも今一度、検討させていただきます、至急対応させていただきたいと思います。

塩谷委員

そこはまた、御検討いただければと思います。使用される言葉についても、保護監督責任者となっていたり、保護監督者となっていたりします。39ページの入学志願許可申請書には単に保護者とありますが、この書式を使って書く場合にはそこをどうしたら良いかとか、少し全体としての整合を見ていただければと思います。目的とすると、入試要領を見て受検したいと思った方が、そもそも自分が受けられるか、申請する資格があるかどうか等、一目で分かった方が丁寧かと思ったものですから、より受験者目線で分かりやすくしていただきたいというのが趣旨です。

教育長

それでは他にいかがでしょうか。

和久田委員

先ほどの学校裁量枠のところ、女子バレーボールに指導者がいないということで、募集の停止をするということでしたが、昨年までは指導者はいらっしやったということですか。

富士市立高校副校長

昨年度までは専門指導できる教員がいましたが、転勤されたため、現在は専門的指導のできる外部コーチをお願いをして、指導していただいているところです。

和久田委員

今後、指導できる方が内部で確保できた場合には、女子バレーボールの裁量枠もまた復活してくることになるのでしょうか。

富士市立高校副校長

もし専門的に指導できる教員が転勤によって来た場合には、募集再開ということももちろん校内で検討した上で、あり得るということです。

和久田委員

このバレーボールをやっている方々というのは結構な人数がいらっしやるのですか。

富士市立高校副校長

現在もかなりの人数が所属しています。昨日も部活の様子を見に行きましたが、顧問は、専門的な指導ができない中でも丁寧に熱く指導しており、子どもたちも一生懸命毎日活動しております。

和久田委員

ありがとうございます。活躍の場が戦いという場になりますので、そういう時に有望な人材を見ていくのであれば、その辺の努力をしていただければと思います。よろしく願いいたします。

教育長

私からもその辺りをお伺いしたいのですが、学校裁量枠にするかしないかというのは、職員の顧問の、ある意味力量というもので変わっていく、そういう基準というのは、どういう基準なのでしょう。要するに、専門的な指導者がいるかないかということが一つの裁量枠の受検という形をとるかとらないかということに、影響するということで理解してよろしいでしょうか。

富士市立高校副校長

そうです。

教育長

そうすると、和久田委員がおっしゃったように、そういう人が転勤してくるとまた募集再開する、いなくなるとまた募集停止される。言い方は大変申し訳ないのですが、子どもにとっては、ある意味振り回されてしまうのではという心配があります。去年までは裁量枠で受けていた子どもが在校生にいるけれども、今年はまだ裁量枠受験者がいないと、入ってくる子どもたちの期待度や技量が急に下がっていくのかなと思います。仮に、教員云々でなくとも、裁量枠受験というのが可能になるということは、考えられないことなのではないでしょうか。

富士市立高校副校長

もちろん、顧問の配置は非常に大きいと思います。ただ、先ほど申し上げたとおり、専門的な指導ができる外部講師等の選択肢もあります。指導者がいないからといって裁量枠がそこで途切れるということではなく、校内で体制をしっかりと検討し、入ってきた子どもたちがしっかりと技術的な指導を受けられるという体制を整えば、専門的な顧問がいなくても裁量枠というのは存続できるのかなと思っています。

教育長

分かりました。できればそういう方向でお願いできればと思います。年度によってや、指導者云々によって、受験の可能性が無くなったり、その学校で活躍できる可能性が変わったりしてしまうのは、受験者にとっては大きい問題であるし、入ってくる選手の層というのも大きく変わってくるのかなと思います。副校長先生が今、可能性のことをおっしゃいましたので、できるだけそういうことを大事にされることは、これからの市立高校の活性化にも繋がってくるのかなと思います。よろしく申し上げます。他にはいかがでしょうか。

保科委員

30ページの志願変更願についてお願いします。先ほどの説明の中で、全日制の課程という文言を変更後の箇所に追加するというので、その点は了解したのですが、こちらの「1 貴校における志願変更」の右側の変更後の欄は、学科の志願順位を変更するため以外には使わないという理解でよろしいのでしょうか。他の学校を受験するというときには、こちら右側に記載はするのでしょうか。それとも他校への変更を求める場合には2の欄を使うことになるのでしょうか。

富士市立高校副校長

御質問のあった30ページの志願変更願ですが、おっしゃるとおり、1が富士市立

学校の中における志願変更です。1又は2を丸で囲むとありますので、2が、他校への志願変更という所です。こちらに記載する変更後というのは、他校へ行く場合にこちらの変更後の所を書くことになります。

保科委員

私の質問は、先ほどの変更前の欄には全日制の課程と記載されたが、富士市立高校の内部での志願変更の場合、こちらの変更後の方にも全日制の課程が入るのではないかということです。志願学科の第1志望、第2志望等の変更という目的で使うのだとすると、右側の変更後も、課程は全日制の課程に限られるのではないかと思います。もし他校の受検の場合に1の欄を使うのであれば、ここには確かに定時制だとか他のものも想定されるのでオープンで良いのだらうと思いますが、いかがでしょうか。

富士市立高校副校長

この30ページの件ですが、おっしゃるとおり、本校の内部での志願変更であれば、こちらの欄は変更後も全日制の課程となります。他校への志願変更の場合であれば2ということになります。

保科委員

では、御検討いただければと思います。

教育長

それでは、今御指摘いただいた所について、検討及び加筆等が必要な所は修正していただくということで、議第36号案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
(委員から「異議なし」の声あり)

教育長

御異議なしと認め、議第36号案は承認いたしました。

それでは、次に、各種委員の委嘱等についての議案2件をまとめて取り上げます。議第37号及び議第38号について、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長

(議第37号 富士市立田子浦中学校学校運営協議会委員の補欠委員の委嘱について説明する)

学務課長

(議第38号 富士市学校結核対策委員会委員の補欠委員の委嘱について説明する)

教育長

これより、議第37号案及び38号案に対する質疑を行います。いかがでしょうか。

保科委員

5 ページの第7条「委員の任命」の所ですが、田子浦中学の旭化成の方の変更というのは、この7条の2(3)「対象学校の運営に資する活動を行う者」ということでの選出でよろしいのでしょうか。

学校教育課長

(3) というよりも (1) の地域住民、地域で働いている方ですね。(※)

保科委員

非常に熱心に、学校活動に協力されている会社だとお伺いしています。(3) の枠組かと思ったのですが。そのうえで、こちらの部長職のいわゆる人事が変わる時期というのは何月くらいになるのでしょうか。

学校教育課長

すみませんが、会社の中の人事のことについては把握できないので、この場ではいつ頃とまでは申し上げられません。

保科委員

通常、3月決算の上場会社ですと、6月に役員が変更され、その後部長職が変わるという感じですが。それが7月1日付の変更なのかなと考えると、前任の総務部長さんはその後2か月間、もしかしたら東京から協議会へ通われていたのではないかと少し危惧をいたしました。この辺を無理のないようやっただくためにはどういう形がいいのかということについては、協議会でもそういった変更で新任者の方を入れるというようなことに関しては、いつくらいの時期でいつくらいにお辞めになるのかなという事を把握しておいた方がいいのではなからうかということですが。

学校教育課長

ありがとうございます。

教育長

他に御質問はございませんでしょうか。質問がないようですので、議案に対する質疑は終了いたします。それでは、議第37号案及び38号案は原案のとおり承認してよろしいですか。

(委員から「異議なし」の声あり)

教育長

御異議なしと認め、議第37号案及び38号案は承認いたしました。

引き続き、報告事項に移ります。それでは、報第8号「令和5年度富士市教育長表

彰受賞者の追加決定」について、事務局の説明をお願いします。

教育総務課長

(報第8号 令和5年度富士市教育長表彰受賞者の追加決定について説明する)

教育長

ただ今の事務局の報告に、御質問はございませんか。

和久田委員

確認だけをお願いします。差し替えの資料と、元々あった資料とで、どこが異なっているのか教えてください。性別の箇所の違いだけですか。

教育総務課長

本日、差し替えをさせていただきました資料の中の修正点としまして、一部表彰者の学年の部が異なっておりましたので、今回訂正をして、資料をお示させていただきました。大変申し訳ございません。

和久田委員

ありがとうございます。

教育長

他に御質問はございませんでしょうか。質問がないようですので、報第8号は了承致しました。これをもちまして、本日の審議事項は全て終了致しました。

引き続き、各課等の予定事項をお願いします。

教育総務課長、学校教育課長、学務課長、社会教育課長、文化財課長、中央図書館長、富士市立高校事務長、教育研修・特別支援教育センター所長、青少年相談センター所長、博物館長の順で説明

教育長

ただ今、説明のありました各課の予定事項につきまして、何か御質問はございますか。

教育長

他に質問がありませんか。ないようですので、次回の教育委員会会議の定例会の日程を申し上げます。10月22日(火曜日)午後1時30分から消防防災庁舎3階研修室にて、教育委員会会議を開催いたしますので、よろしくお願いたします。本日は、御審議いただきありがとうございます。これをもちまして、本日の定例会を閉会とさせていただきます。皆様、お疲れ様でした。

(※) 定例会の後、本件の委員の任命は、7条の2(3)「対象学校の運営に資する活動を行う者」に該当することが確認された。